

実務経験区分コード表

大分類コード	第1号区分	実務経験年数	実務経験の内容
1	免許・資格に基づく業務	大分類コード1～2を通算し 期間 5年間以上 かつ 日数 900日以上	本来業務が、下記①と②を両方満たしていることが必要 ①免許・資格に基づく業務であること ②業務内容が、要援護者に対する対人の直接的な援助であること

実務経験区分コードの記入の仕方

第1号区分の業務の分類コードは次のようになります。

大分類コード	中分類コード	小分類コード
1	01～19 保健医療系免許	00 保健医療系免許のみを有する者
		20～22 併せて福祉系資格(20～22)を有する者
	20～22 福祉系資格	00 福祉系資格のみを有する者

☆保健医療系免許と福祉系資格の両方を有する人は、中分類に必ず保健医療系免許を記入してください。

(例)	大分類	中分類	小分類
医師	1	01	00
保健師＋精神保健福祉士	1	04	20
社会福祉士	1	21	00

中分類コード	免許・資格	種類	根拠法
免保健医療系	01 医師	厚生労働大臣免許	医師法
	02 歯科医師	厚生労働大臣免許	歯科医師法
	03 薬剤師	厚生労働大臣免許	薬剤師法
	04 保健師	厚生労働大臣免許	保健師助産師看護師法
	05 助産師	厚生労働大臣免許	
	06 看護師	厚生労働大臣免許	
	07 准看護師	都道府県知事免許	
	08 理学療法士	厚生労働大臣免許	理学療法士及び作業療法士法
	09 作業療法士	厚生労働大臣免許	
	10 言語聴覚士	厚生労働大臣免許	言語聴覚士法
	11 義肢装具士	厚生労働大臣免許	義肢装具士法
	12 視能訓練士	厚生労働大臣免許	視能訓練士法
	13 あん摩マッサージ指圧師	厚生労働大臣免許	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律
	14 はり師	厚生労働大臣免許	
	15 きゆう師	厚生労働大臣免許	
	16 柔道整復師	厚生労働大臣免許	柔道整復師法
	17 管理栄養士	厚生労働大臣免許	栄養士法
	18 栄養士	都道府県知事免許	
	19 歯科衛生士	厚生労働大臣免許	歯科衛生士法
資福祉系	20 精神保健福祉士	厚生労働大臣資格	精神保健福祉士法
	21 社会福祉士	厚生労働大臣資格	社会福祉士及び介護福祉士法
	22 介護福祉士	厚生労働大臣資格	

大分類コード	第2号区分	実務経験年数	実務経験の内容
2	相談援助業務	大分類コード1～2を通算し 期間 5年間以上 かつ 日数 900日以上	次に掲げる施設等において必置とされている相談援助業務に従事する者 ※業務内容が、要援護者に対する対人の直接的な援助であること

実務経験区分コードの記入の仕方

第2号区分の業務(相談援助業務)の分類コードは次のようになります。

大分類コード	中分類コード	小分類コード	備考
2	01	生活相談員	01～05 5種類
	02	支援相談員	01 1種類
	03	相談支援専門員	01～02 2種類
	04	主任相談支援員	01 1種類

表(1)

大分類コード	中分類コード	01	生活相談員 (P21 ※各分類における事業所例 を参照ください)
2			
小分類コード			
01	介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護にあつては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第175条第1項第1号に規定する生活相談員		
02	介護保険法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護にあつては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第110条第1項第1号に規定する生活相談員		
03	介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にあつては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第131条第1項第2号に規定する生活相談員		
04	介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設にあつては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第2条第1項第2号に規定する生活相談員		
05	介護保険法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護にあつては、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第231条第1項第1号に規定する生活相談員		

表(2)

大分類コード	中分類コード	02	支援相談員 (P21 ※各分類における事業所例 を参照ください)
2			
小分類コード			
01	介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設にあつては、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)第2条第1項第4号に規定する支援相談員		

表(3)

大分類コード	中分類コード	03	相談支援専門員 (下部、※各分類における事業所例 を参照ください)
2			
小分類コード			
01	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第5条第 18 項に規定する計画相談支援にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 28 号)第3条に規定する相談支援専門員		
02	児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援にあつては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 29 号)第3条に規定する相談支援専門員		

表(4)

大分類コード	中分類コード	04	主任相談支援員 (下部、※各分類における事業所例 を参照ください)
2			
小分類コード			
01	生活困窮者自立支援法(平成 25 年法律第 105 号)第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業にあつては、生活困窮者自立支援事業等の実施について(平成27年7月27日社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知)の別紙(別添1)自立相談支援事業実施要領3(2)アに規定する主任相談支援員		

※各分類における事業所例

生活相談員【分類2-01-01 ～ 2-01-05】

- 小分類01 ⇒ 有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、高齢者専用賃貸住宅、サービス付き高齢者向け住宅(特定施設入居者介護の指定を受けたものに限る)
- 小分類02 ⇒ 小分類01の地域密着型施設(定員29人以下)
- 小分類03 ⇒ 地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)(定員29人以下)
- 小分類04 ⇒ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- 小分類05 ⇒ 小分類01の施設において介護予防に関する相談援助業務

支援相談員【分類2-02-01】

- 小分類01 ⇒ 介護老人保健施設

相談支援専門員【分類2-03-01 ～ 2-03-02】

- 小分類01 ⇒ 障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援所(各市町村が設置)
- 小分類02 ⇒ 児童福祉法に規定する障害児相談支援事業所(各市町村が設置)

主任相談支援員【分類2-04-01】

- 小分類01 ⇒ 岡山市の場合、岡山市寄り添いサポートセンター
総社市の場合、生活困窮支援センターなど、各市町村に設置
生活困窮者からの相談対応・生活困窮者の就労訓練利用の斡旋・
生活困窮者支援計画作成など ※各市町村へ問合せ願います。